製造業の経営者・人事・工場管理部門の皆様へ

製造業の外国人雇用ルールが大きく変わります

「生産管理・エンジニア」技人国のNGライン
派遣の新ルール／2027年対応

2026年1月23日 政府決定に基づき厳格化が本格始動
「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」
さらに2026年3月9日申請分から、派遣形態の技人国に新ルールを適用

行政書士法人タッチ（国際業務専門）
2026年8月

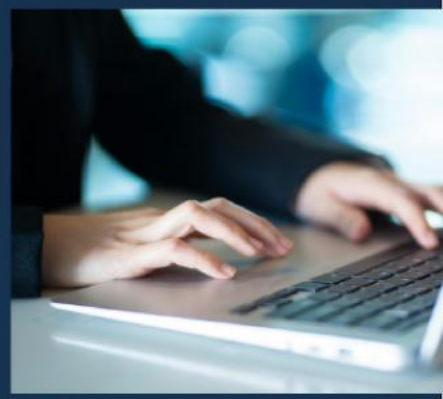

EXECUTIVE SUMMARY

製造業を取り巻く「4つの変化」が同時に進行

1 すでに進行中

技人国審査の厳格化

「生産管理」「品質管理」「エンジニア」名目の技人国に不許可が連発。ライン兼務・現場管理の配置は次回更新で通らない事例が出ています。

2 2026年3月9日～

派遣の新ルール適用

派遣元・派遣先双方の誓約書が義務化。派遣先への実地調査も明記され、「派遣会社任せ」が通用しなくなりました。

3 2027年4月施行

不法就労助長罪の厳罰化

5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金へ。過失でも処罰対象で、派遣先企業も問われます。

4 2027年4月施行

育成就労制度スタート

技能実習に代わる新制度。製造業は対象分野であり、実習生を受け入れる企業は移行対応が必須になります。

本資料では、技人国のNGライン（①）と派遣の新ルール（②③）を中心に、貴社が確認すべきポイントを整理します。

BACKGROUND

厳格化は突然ではない ― 入管庁が段階的に埋めてきた「外堀」

STEP 1

課題の浮上

製造現場でライン作業・機械操作・検品等の現業に技人国人材が「管理業務」名目で従事する運用が常態化。入管庁が問題視。

▶

STEP 2

受け皿の整備

特定技能（素形材・産業機械・電気電子等）を整備・拡充。「現場で働ける正規のビザがない」という言い訳が消滅。

▶

STEP 3

ガイドラインで警告

「製造業の現場業務は特定技能で」というメッセージを公表し、事実上の警告を実施。

▶

STEP 4

総合的対応策で決定

2026年1月23日、閣僚会議決定。資格該当性のない業務への従事を調査し、審査を厳格運用する方針を明記。派遣新ルール（3月9日～）もこの流れの一環。

「今まで許可が出ていたから大丈夫」「他の工場もやっているから大丈夫」という前例踏襲・横並びは、もはや通用しません。

NEW RULES

製造業の役割分担 — 入管庁が示した「すみわけ」

	特定技能1号	特定技能2号	技人国
役割イメージ	現場スタッフ（即戦力）	現場のリーダー・責任者（班長・ライン長）	**本部の設計・生産管理エンジニア（CAD設計・生産計画・品質体系の構築等）**
主な活動場所	製造現場（ライン）	製造現場（ライン）	**本部・設計室・管理部門 ※現場確認は可、ライン定常配置は不可**
機械操作・組立・梱包	○ 可能	○ 可能	**× 不可（研修期間等を除く）**
現場管理業務	日常業務の一環として可	ライン全体の進行管理・後輩指導など	**工場全体の統括管理等のみ（現業との兼務は不可）**

重要：これまで「生産管理」「工程管理」名目で技人国の許可が出ていた現場リーダー業務は、まさに特定技能2号の領域です。今後この領域は特定技能2号でカバーするのが入管庁の整理です。

CHECK POINT

その業務、技人国では認められません ― 製造現場のNGライン

× 技人国で「常態的に」行えない業務

- 現場での組み立て・加工／機械オペレーター
- ライン上での目視検査・検品
- 完成品の梱包・ピッキング／資材・部品の運搬
- 現場作業員のシフト作成・勤怠管理
- ラインの単なる進捗確認・作業員の配置（班長・リーダー業務）
- 単純な在庫カウント・備品の出し入れ管理
- 新人への手作業・機械操作の手順指導（現場OJT）

これらは「現場での製造オペレーション」であり、「管理」という名目でも技人国には該当しません。

○ 技人国で認められる業務

- CAD設計・技術開発・プログラミング
- 工場全体の生産計画の立案
- 品質保証システム・品質体系の構築
- 工場全体の統括管理（現業と兼務しないこと）

判定の目安：学問的知識がなくても「5年、10年」続ければ誰でも担えるようになる業務は、技人国には該当しません。

※個別の許可判断は在留資格該当性・上陸許可基準への当てはめにより行われます。